

小規模事業者持続化補助金<一般型>第19回申請における様式4発行に係る必要書類 (熊本商工会議所)

【全事業者用】

必要書類		個人	法人	NPO	✓
申請情報、 基本情報、 様式2～3	小規模事業者持続化補助金<一般型>の電子申請システムに必要事項を入力し、PDF出力後に印刷したもの (公募要領21ページ8.(2)②並びに小規模事業者持続化補助金<一般型>申請システム操作手引き4・49・51・54ページ参照) ※様式1と5は申請システム入力画面の申請情報並びに基本情報に該当します。		○		
直近の所得税の確定申告書(第一表、第二表)		○			
(青色申告の場合) 所得税青色申告決算書(1～4面)		青色申告のみ			
(白色申告の場合) 収支内訳書(1～2面)		白色申告のみ			
(決算期を一度も迎えていない場合のみ) 開業日が記載された(ない場合は無効) 開業届の写しおよび開業以降売上が発生していることを証する売上台帳等(任意様式)		決算期を一度も迎えていない場合のみ			
直近1期分の貸借対照表、損益計算書※損益計算書がない場合は確定申告書(表紙および別表四(所得の簡易計算))の写し			○		
(決算期を一度も迎えていない場合) 売上台帳等(任意書式)の写し			該当者のみ		
貸借対照表および活動計算書並びに法人税確定申告書(別表一および別表四(所得の簡易計算))(いずれも直近1期分) ※収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は申請不可。				○	
(決算期を一度も迎えていない場合のみ) 「収益事業開始届出書」の写しおよび売上台帳等(任意書式)の写し				該当者のみ	
現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(申請書提出日から3か月以内の原本。法人は決算期を一度も迎えていない場合のみ。)			該当者のみ	○	
(決算期を一度も迎えていない場合のみ) 「収益事業開始届出書」の写しおよび売上台帳等(任意書式)の写し				該当者のみ	

【インボイス特例の場合】

必要書類		個人	法人	NPO	✓
申請情報並びに様式2のインボイス特例選択者画面	小規模事業者持続化補助金<一般型>の電子申請システムに必要事項を入力し、PDF出力後に印刷したもの (公募要領21ページ8.(2)②並びに小規模事業者持続化補助金<一般型>申請システム操作手引き4・10・22・27・49・51・54ページ参照)		○		
<登録済の事業者> 適格請求書発行事業者の登録通知書の写し <電子申告(e-Tax)で登録申請手続中の事業者> 登録申請データの「受信通知」 ○登録申請データの「受信通知」は、下記HPで確認可能です。ご参照ください。 国税庁HP: https://www.e-tax.nta.go.jp/		該当者のみ			

【賃金引上げ特例・賃金引上げ加点の場合】

必要書類		個人	法人	NPO	✓
申請情報並びに様式2の賃金引上げ特例・賃金引上げ加点画面	小規模事業者持続化補助金<一般型>の電子申請システムに必要事項を入力し、PDF出力後に印刷したもの (公募要領21ページ8.(2)②並びに小規模事業者持続化補助金<一般型>申請システム操作手続き4・10・29・35~40・49・51・54ページ参照)				
直近1か月間における、労働基準法に基づく賃金台帳(役員、専従者従業員を除く全従業員分)の写し ※申請時点において退職している従業員は除く。 ※歩合給制の場合は直近1年分(雇入れ1年未満の場合は雇用されてからの期間分)の賃金台帳が必要となります。 ※仮に事業場内最低賃金が年俸制による場合は、直近1年間の年俸総額と所定労働時間数が分かる賃金台帳の写しを提出。 ※賃金台帳は公式サイト内の「参考資料」の記載内容を満たしている必要あり。			○		
役員、専従者従業員を除く全従業員の雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写し(例:雇用契約書、労働条件通知書等)					
(赤字事業者(法人)のみ)直近1期に税務署へ提出した、法人税申告書の別表一・別表四			該当者のみ		

【事業承継加点の場合】※様式10(事業承継診断票)の発行を依頼してください。

必要書類		個人	法人	NPO	✓
代表者の生年月日が確認できる公的書類(例:運転免許証写し、健康保険証写し、住民票原本)※マイナンバー記載の場合は、番号を黒塗り					
「後継者候補」の实在確認書類 (①会社で「他の役員(親族含む)」の場合:「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」(申請書の提出日から3か月以内の日付の原本)(または役員に就任していることが分かる書類の写し) (②会社または個人事業主で「従業員(親族含む)」の場合:当該従業員にかかる「雇用契約書」の写し(または当該従業員を雇用していることが分かる書類の写し) (③個人事業主で「家族専従者」の場合:必須の提出書類である「確定申告書または青色申告決算書」において専従者であることが確認可能なら、追加資料は不要。 (④①~③以外の場合:实在確認用の公的書類(本人の運転免許証の写しや住民票等)			○		

【経営力向上加点の場合】

必要書類	個人	法人	NPO	✓
基準日までに認定を受けた「経営力向上計画」の認定書の写し		○		

【くるみん・えるぼし加点の場合】

必要書類	個人	法人	NPO	✓
基準適合一般事業主認定通知書の写し		○		

【小規模事業者卒業加点の場合】

必要書類	個人	法人	NPO	✓
労働基準法に基づく最新の労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)		○		

【住宅宿泊事業者が宿泊施設に機械装置等を導入する場合、または改装の費用を計上する場合】

必要書類	個人	法人	NPO	✓
住宅宿泊事業法第3条第1項の届出書の写し （書面で届出をした場合は、「住宅—宿泊事業法第3条第1項の届出書」を提出し、電子で届出をした場合は、民泊制度運営システムの「事業者届出情報」を印刷したものを提出）		○		